

## 主な雇入助成金のご案内

各種助成金制度のご案内は東京労働局ホームページ  
<http://www.roudoukyoku.go.jp> をご覧ください。  
 ※各種助成金には、支給要件がありますのでご注意ください。

平成 23 年 7 月現在

### 新卒者就職実現プロジェクト

#### ○ 3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金

##### 【事業内容】

ハローワークが紹介する卒業後 3 年以内の既卒者を正規雇用に向けて育成するために、有期雇用（原則として 3 か月間）で雇入れ、その後、正規雇用に移行させた事業主に対し奨励金を支給します。

##### 【対象者】（平成 23 年度は平成 21 年 3 月以降の卒業者が対象）

中学、高校、短大、高専、大学（院）、専修学校等を卒業後 3 年以内の既卒者（40 歳未満）で、安定した就労の経験がない者

##### 【助成額】

有期雇用期間・・・月額 10 万円（有期雇用期間終了後）※正規雇用に移行しなかった場合も支給対象となります。

正規雇用へ移行・・・50 万円（雇入れから 3 か月後）

※ハローワークに対象となる求人を出さなければなりません。

#### ○ 3 年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

##### 【事業内容】

ハローワークが紹介する卒業後 3 年以内の既卒者を正規雇用する事業主に対し奨励金を支給し、既卒者の新卒者枠による採用の拡大を図るものです。

##### 【対象者】（平成 23 年度は平成 21 年 3 月以降の卒業者が対象）

短大、高専、大学（院）、専修学校等を卒業後 3 年以内の既卒者（40 歳未満）で、安定した就労の経験がない者

##### 【助成額】

100 万円（雇入れから 6 か月後）※支給は雇用保険適用事業所単位で 1 事業所当たり 1 回（対象者 1 人）限りとなります。

※ハローワークに対象となる新規大卒者等求人及び一般求人を提出する必要があります。

#### ○ 試行雇用奨励金（トライアル雇用）

##### 【事業内容】

ハローワークが紹介する対象求職者を短期間（原則として 3 か月間）試行的に雇っていただき、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図るものです。

##### 【対象者】

中高年齢者（45 歳以上）・若年者等（40 歳未満）・母子家庭の母・障害者等

##### 【助成額】月額 4 万円×3 か月 ※ハローワークにトライアル雇用の対象となる求人を出さなければなりません。

#### ○ 若年者等正規雇用化特別奨励金

##### 【事業内容】

年長フリーター等を正規雇用する事業主に対し、一定期間ごとに引き続き正規雇用している場合に奨励金を支給します。

##### 【主な対象者等】

##### ① 直接雇用型

・雇入れ日現在の満年齢が 25 歳以上 40 歳未満の者

・雇入れ日前 1 年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他職業経験、技能、知識等の状況から奨励金の活用が適当であると安定所長が認める者

##### ② トライアル雇用活用型

・ハローワークからの紹介によりトライアル雇用として雇入れ、トライアル雇用終了後引き続き同一事業所で正規雇用する場合

・トライアル雇用開始日の満年齢が 40 歳未満の者

・トライアル雇用開始日前 1 年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者

##### 【助成額】

大企業 50 万円（第 1 期 25 万円、第 2 期及び第 3 期 12 万 5 千円）

中小企業 100 万円（第 1 期 50 万円、第 2 期及び第 3 期 25 万円）

※上記①及び②はハローワークに対象となる求人を出さなければなりません。

#### ○ 被災した既卒学生・生徒のために緊急的な募集・採用をお願いします。

##### 【事業内容】

被災した卒業後 3 年以内の既卒者に限定した求人を出し、「被災した卒業後 3 年以内の既卒者」を採用する事業主に対して支給額の拡充と要件緩和を行います。

##### 【特例措置】

##### ① 3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金

【基本】有期雇用期間（原則 3 か月）、1 人月額 10 万円、正規雇用へから 3 か月定着した場合 50 万円支給

【特例措置】有期雇用期間（原則 3 か月）、1 人月額 10 万円、正規雇用へから 3 か月定着した場合 60 万円支給

##### ② 3 年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

【基本】正規雇用から 6 か月定着した場合 100 万円支給、1 事業所 1 回限り

【特例措置】正規雇用から 6 か月定着した場合 120 万円支給、1 事業所最大 10 回（震災特例対象者 10 人）

※「被災した卒業後 3 年以内既卒者」とは、平成 21 年 3 月以降に学校を卒業し、9 県（青森、岩手、宮城、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）の災害救助法適用地域に住居する人をいいます。

※上記①及び②はハローワークに「震災特例専用求人」を出さなければなりません。

## ○ 被災者雇用開発助成金

### 【事業内容】

ハローワーク等の紹介により、東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を継続して1年以上雇用する場合に支給対象期（6か月）ごとに助成します。

### 【助成額】

短時間労働者以外 大企業（第1期25万円 第2期25万円） 中小企業（第1期45万円 第2期45万円）  
短時間労働者 大企業（第1期15万円 第2期15万円） 中小企業（第1期30万円 第2期30万円）  
※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

## 主な雇用維持助成金のご案内

## ○ 雇用調整助成金

### 【事業内容】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

### 【主な受給の要件】

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
- ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主であること  
・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。  
・円高の影響により売上高又は生産量などの回復が遅れている事業主であり、売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が3年前同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること。（ただし、対象期間の初日が平成22年12月14日から平成23年12月13日までの間にあるものに限る。）
- ③ 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。  
（平成21年2月6日から当面の期間にあつては、当該事業所における対象被保険者毎に1時間以上行われる休業（特例短時間休業）についても助成の対象となります。）
- ④ 出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向であること。  
※助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりません。  
※※判定基礎期間の初日が平成23年7月1日以降の申請分から被保険者期間が6か月未満の労働者は、雇用調整助成金の対象とならなくなりますのでご注意ください。

### 【助成額】

- |       |  |
|-------|--|
| ・休業   | 休業手当相当額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の2/3（上限あり）※1※2<br>支給限度日数：3年間で300日（休業及び教育訓練）                                    |
| ・教育訓練 | 賃金相当額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の2/3（上限あり）※1※2<br>事業所内訓練の場合、上記の金額に1人1日2,000円を加算<br>事業所外訓練の場合、上記の金額に1人1日4,000円を加算 |
| ・出向   | 出向元で負担した賃金の2/3（上限あり）※1※2   |
- ※1 従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ（2/3→3/4）  
※2 障害のある方の休業等に対しても助成率を上乗せ（2/3→3/4）

## ○ 中小企業緊急雇用安定助成金

### 【事業内容】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

### 【主な受給の要件】

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
- ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主であること  
・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。（ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）。  
・円高の影響により売上高又は生産量などの回復が遅れている事業主であり、売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が3年前同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成22年12月2日から平成23年12月1日までの間にあるものに限る。）
- ③ 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。  
（平成21年2月6日から当面の期間にあつては、当該事業所における対象被保険者毎に1時間以上行われる休業（特例短時間休業）についても助成の対象となります。）
- ④ 出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向であること。  
※助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりません。  
※※判定基礎期間の初日が平成23年7月1日以降の申請分から被保険者期間が6か月未満の労働者は、中小企業緊急雇用安定助成金の対象とならなくなりますのでご注意ください。

### 【助成額】

- |       |  |
|-------|--|
| ・休業   | 休業手当相当額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の4/5（上限あり）※1※2<br>支給限度日数：3年間で300日（休業及び教育訓練）                                    |
| ・教育訓練 | 賃金相当額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の4/5（上限あり）※1※2<br>事業所内訓練の場合、上記の金額に1人1日3,000円を加算<br>事業所外訓練の場合、上記の金額に1人1日6,000円を加算 |
| ・出向   | 出向元で負担した賃金の4/5（上限あり）※1※2   |
- ※1 従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ（4/5→9/10）  
※2 障害のある方の休業等に対しても助成率を上乗せ（4/5→9/10）

## ○ 東日本大震災に伴う雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例

### 【特例対象】

- ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主【被災地域事業主】
- ② 上記9県に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主【被災地関連事業主】
- ③ 被災地関連事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主【2次下請等事業主】

### 【特例の内容】

- ・最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮。
- ・特例の支給対象期間（1年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しない。
- ・被保険者期間が6ヶ月未満の者も雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の対象とする。